

4. 研究会「前近代西欧における文書管理」

(共同研究「歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究」と共催)

日程：2006年11月21日（火）13時30分から

場所：国文学研究資料館

共通テーマ「前近代西欧における文書管理」

報告：

堀越 宏一「文書管理と王権

—フランス絶対王政期を中心に—」

花田洋一郎「中世後期における都市史料の伝来とその性格について」

徳橋 曜「イタリアの商人文書の在り方

—フィレンツェを中心に—」

渡辺浩一氏（国文学研究資料館）が主催される「歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究」共同研究（以下、「アーカイブズ比較史」と略記）との共催で、前近代西欧におけるアーカイブズ管理についての研究会を開催した。

西欧中世史の領域では、数十年前から史料学研究の刷新が進行中であるが、日本語で史料論と表現される問題群として、とりわけ、伝来論と機能論が焦点の一つとして浮かび上がってきてている。他方で、一般の歴史学においても、「記憶」がキーワードとして浮上し、その結果、文書管理史が脚光を浴びつつある状況のもと、西欧においても、日本と同じく、伝統的な史料学・史料研究と、歴史学の前衛との間に、アーカイブズ史への新しい関心が位置づけられるに至っている。

このような日欧の研究状況を受けて、「アーカイブズ比較史」共同研究では、2007年6月にパリにおいて、古文書学校との共催により研究会の開催を予定している。この研究会は、文書管理の諸問題に関する比較史として構想されており、特殊な個別問題に検討を限定するよりもむしろ、今後の実りある共同研究のためにも、相互の現象と研究動向を総覧することが目指されている。

今回の研究会は、パリ研究会の準備の一環を兼ねるかたちで、前近代西欧における文書管理に関する概観を提供することを目標とした。具体的には、日本人のヨーロッパ史研究者3名が、パリ研究会でのヨーロッパ側報告を念頭において、「国家」、「都市」、「商人」の文書管理について、それぞれ報告し、その後、質疑討論をおこなった。

ここでは、それぞれの報告者による、新たな書き下ろし原稿を掲載し、最後に、コメントを付した。

文書管理と王権
—フランス絶対王政期を中心に—

堀越 宏一

はじめに

この報告の目的は、フランス王権のもとでの文書管理のあり方を解説することにあった。それは、2007年6月に予定されているアーカイブズ比較史研究会のパリ研究会の準備として、オリヴィエ・ギュイオジャナンとオリヴィエ・ポンス両氏の予定報告をひとつにまとめた報告要旨「中央と地方における国家の文書・フランス・11–18世紀」の理解に資するための、いわば解説的役割をもつものである。したがって、以下の3つの章は、その対象時期について、このフランス側報告要旨の構成に対応している。

このなかで、中世の文書管理については、すでに岡崎敦氏の国王文書庫（＝「文書の宝物庫」）に関する論文が2006年3月に発表されていて¹、当初、それに続く絶対王政期の解説を依頼されていた。しかし、フランス国家による文書管理の開始が17世紀まで遅れることの背景を語るためには、どうしてもそのような視角にたった説明を中世から展開するほかなく、このため、副題とは裏腹に、12世紀から18世紀にいたるフランス王権による「文書行政・文書管理」と現在にいたるその「文書伝来」のあり方について、その概要をたどることになってしまった。この点を、ひとことお断わりしておきたい。

1. 中世における文書行政の開始（11世紀末–13世紀末）

この時期には、本格的な中央集権的統治機構がまだ未形成であり、後代と比較するとごく限られた数の行政文書が作成され、保管されていたにすぎない。そもそも12世紀までのフランスでは、教会と修道院を除くと、王権のみならず、フランス社会一般が、文書に関して無関心でさえあつた。世俗社会の識字率が低かったために、文書の記録よりも、口頭と記憶による証言や宣誓が重要だったのである。

文書が作成される場合でも、公文書という観念がなく、国王をはじめとして、それぞれの個人的な私文書があつたにすぎない。このため、文書管理は、基本的には、個人に委ねられることになった。そのような状況が覆されるのは、官職のもとで作成される文書が役人の個人的所有物ではなく、公的文書であるという観念が成立する17世紀半ばのことにすぎない。

このなかで、1194年のフレトヴァル Fréteval の敗戦において、当時の慣例として、国王とともに常時移動していた国王文書群がイングランド側に奪われてしまったことは、王権による文書管理の歴史における最初の転機となつた。これを期に、国王文書庫 le Trésor des chartes（＝尚書局 chancellerie の文書保存庫）という形で、パリの王宮の定められた場所に国王文書が保管されるようになったのである。そこには、王領地と外交に関する文書を中心として、多くの文書が集められた。

国王文書庫では、文書の整理と分類に基づいて、以下のような文書管理方法が開始された。第一に、一通文書群を、冊子 registres に書き写すことが始まる。これが単なる控えであるのか、または、文書の真正性を保証する権威を認められた登記簿であるのか、については、相対立する見解がある。第二に、文書の内容要旨だけを記した目録 inventaires の作成が開始された。これは、文書の作成と保存とは別に、文書管理という職務の成立を示すものとして注目される。

これに対して、地方の王領地関係の文書は、現地から動かされず、現地で管理されることが原則だった。このため、このような文書が現存することはほとんどないが、それは、必要がなくなった文書は廃棄されることが多かつたという、当時の文書保存の原則のためでもあった。負債や支払いに関わる文

¹岡崎敦「中世末期フランス王の文書管理 —「文書の宝物庫」をめぐって—」『史淵』143号、2006年。

書は当該事項が終了した時に、行政文書はその執行者の責任が満了した時に廃棄された。これに対して、贈与証書や領収書は、その受取人の所有や支払い・弁済の証拠として、長く保管された。

2. 近世初頭の行政文書の増加（14世紀—17世紀半ば）

ルイ9世治世の13世紀後半以降、パリの王宮に高等法院 *le Parlement* と会計院 *la Chambre des comptes* が誕生し、それぞれの文書を大量に作成し始める。そのような動向は、フィリップ4世（位1285—1314年）による官僚行政の本格的な開始によって決定的になった。こうしてまず司法と財政の分野で、フランス国家の中央集権化が開始されると同時に、王国統治に関する文書の増加と多様化が始まった。

なかでも、次第にその管轄区域を拡大していったパリ高等法院の文書と、1355年以後、ジャン2世の身代金支払いを契機として、課税の恒常化が定着して以後の財政文書の増加は著しかった。こうした高等法院と会計院の文書は、国王文書庫に収められることなく、それぞれ独自に管理されることとなつたため、それまで文書保存・管理の中心的な場だった国王文書庫への文書流入が減ることになった。特に、1547年に、国務大臣制度が始まると、国王文書庫に搬入される文書は大幅に減少し、1568年には、それまで国王文書庫を管理してきた尚書局自体に、尚書局が関わる文書を管理する役職が置かれるにいたつて、国王文書庫は成長を停止するにいたつた。これは、文書行政が発展したゆえの逆説的事態ともいえる。

こうして、14世紀以降、増大する文書を一括して保存・管理する施設がなくなり、さまざまな部局への文書の分散が生じることになった。15世紀には、パリに保管されている王権の主要文書として、パリ高等法院文書、パリ会計院文書、国王文書庫、シャトレ裁判所 *le Châtelet* 文書、サン・ドニ修道院年代記という5つの文書群が形成されていたが、以後、分散化の傾向はさらに進むだろう。

しかし、17世紀以前の時期の最大の問題は、役人による文書の個人的管理である。統治組織において作成される文書の多くは、それぞれの部局で勤務する役人個人によって保存・管理されていたのである。その背景には、それ以前からの公文書と私文書の観念的な区別の不在（=すべてが私文書）に加えて、個々の役人の在職中の職務上の便宜を図るためという理由と同時に、離職後（さらには死後）にも職務上の責任が継続するため、職務履行の証拠として、文書を所有している必要があったことがあった。

しかし、前任者の書類が参照できないという不便は大きく、たとえば外交交渉において、たとえ交渉の途中であっても、大使が交代してしまうとその文書は前任大使と共に持ち去られてしまうことさえあつた。この問題は、官職の世襲によって緩和されたとはいながら、17世紀には、部分的に、国家に関する文書を役人個人から取り戻そうとする動きが現われている。

リシュリュー Richelieu は、役人文書の把握に努力し、1617年、外務大臣ヴィルロワ Villeroy の文書が義理の息子によって相続されることを想定して、その目録作成を命じたほか、1623年には、国璽尚書コーマルタン Caumartin の死去時に、その文書を没収している。しかし、その一方で、リシュリュー自身の文書は、死後、一族によって保有され続けた。

もっとも、このような過去の文書に関する関心が浸透していくと、文書管理上、国家管理に逆行する事態も生じることがあった。パリ国立図書館に収められているコルベール・コレクション *les collections de Colbert* には、14世紀の外交条約文書の原本の幾つかが含まれているが、これは、コルベール Colbert が国王文書庫から持ち出して、自分のコレクションに加えていたものを、後に王権が回収した事例である。

3. 国家による文書管理の開始（17世紀半ば—18世紀末）

17世紀後半のルイ14世期（1643年即位、1661年親政開始、1715年没）における、絶対王政君主権の確立とともに、役人は、王権の代行者として位置付けられるようになり、ようやく、官職にかかわる文

書の所有権が役人個人にあるのではなく、国家にあることが明確にされるようになった。こうして、役人が公務に関して作成し受領した文書は、国家が関わる文書であり、その保存・管理は、公益に関わると考えられるようになっていった。

具体的には、1670年ごろから、高級官僚（国務大臣、副大臣、大使など）の文書を、その死後に収公することが慣例となり、17世紀末には、国務大臣たちは、それぞれの役職の文書庫に文書を保管し、国王や後任大臣の利用下に置くよう促されるようになった。18世紀初めには、地方長官 *intendants* も独自の文書庫を備えるようになる。こうして、在職中から、職務に関する文書は、それぞれの公的な文書庫に保管されるようになっていった。

ただし、各役所と各地方に、それぞれの文書庫が置かれ、行政文書全体としては分散して保管されていた。これは、ヨーロッパ次元では、遅れた状況であり、スペイン（1545年）とイギリス（1578年）では16世紀、バチカンでは1611年に、国家文書を一ヶ所に集めて保管する中央文書館が設置されている。フランスにおける中央と地方の公文書館制度の創設は、フランス革命期を待たねばならない。

フランス革命期には、1789年7/8月、国民議会 *l'Assemblée nationale* が独自の文書庫を設置し、1790年9月7日の法令によって、これが国立文書館 *les Archives nationales* となった。そこにはすべての旧体制期の国家文書もを集められることになったが、それらの国家文書は、最終的には1808年に、パリのスビーズ館 *l'Hôtel de Soubise* に収蔵された。現在に至る国立文書館の発足である。

同時期に地方でも、1789-1792年、県文書館が設置され、県行政文書、旧体制期の行政と司法文書、国有財産に関する文書などを収蔵するようになると同時に、市町村文書館も順次設置され、市町村行政文書と教区教会文書を管理するようになった。その結果、現在にいたるフランス国家による文書管理体制が形作られるにいたったのである。

これが必ずしも国家統治の観点のみから行なわれた変革ではない点にも留意しなければならない。共和暦2年メッシドール7日の法令は、行政上の秘密主義を廃して、全国民がすべての国家文書を閲覧することができるという原則を謳っているが、これがフランス革命期の公共文書館設置の基本理念であった。

参考文献

- R.-H. Bautier, *Les archives*, dans éd. par C. Samaran, *L'histoire et ses méthodes*, Paris, 1961, pp.1120-1166.
- Ph. Contamine, *La mémoire de l'Etat. Les archives de la Chambre des comptes du roi de France*, à Paris, au XVe siècle, dans id., *Des pouvoirs en France, 1300/1500*, Paris, 1992, pp.237-250. (Originellement publié en 1980.)
- J. Favier, *Les archives*, 3^e édition, Paris, 1975.
- F. Hildesheimer, *Les archives... Pourquoi ? Comment ?*, Paris, 1984.
- F. Lot et R. Fawtier, *Histoire des institutions françaises au Moyen Age*, t.2, *Institutions royales*, Paris, 1958.

近世ロンドンとパリにおける人口史料について —ヴァネッサ・ハーディング氏の業績をめぐって—

花田 洋一郎

はじめに

2007年6月18日～19日に開催される「歴史的アーカイブの多国間比較に関する研究」(日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)：研究代表者渡辺浩一)のパリ国際研究会では、国家(中・近世)、都市、商人をテーマに関連文書史料の日欧比較・検討がおこなわれる予定である。筆者はこの国際研究会で都市部門を担当することになっている。メイン報告者は現在ロンドン大学バークベック校歴史・古典・考古学学科上級講師であるヴァネッサ・ハーディング Vanessa Harding 氏である。近世ロンドン史家である彼女は、ロンドンを対象に人口、都市成長、公共空間、市場、橋、地誌、考古学といった様々なテーマに関心をもち、一方で財政関係史料の編纂に携わりながら、他方で近世ロンドンの死者と埋葬、家族・世帯構造などの社会学的研究を行い、さらにはケンブリッジグループの一員として近世ロンドンの歴史人口学・家族復元にも関与している。彼女の主要業績は本稿末尾のリストにある通りで、基本的に人口、とりわけ死・死者・埋葬を研究している。なお本稿では紙幅も限られているので、彼女の仕事を詳細に検討することはしない。

本稿は昨年11月21日に国文学研究資料館で行われた準備報告会での報告を下敷きに、ハーディング氏の研究内容を理解する一助として、彼女の仕事を参考にしながら近世ロンドンとパリの人口(埋葬関係)史料に関する簡単な素描を行ったものである。来る6月の国際研究会に備えて、そこで交わされるだろう史料に関する議論をよりよく理解するために、言い換えれば筆者の勉強のために整理した一文であるとも言える(門外漢ゆえに説明不足で誤解も多々ある叙述となっていることを恐れるが、それについては批判をお願いする次第である)。

筆者の専門はフランス中世財政史であり、研究の過程で中世都市の人口には常に関心を持っている⁽¹⁾。現代的意味でのセンサスが存在しない中世においては、特に租税諸記録が人口推計の基礎データを提供してくれる。しかしほりディング氏の研究に見られるように近世では、財政史料と並んで主に教区簿冊、遺言書、施療院の埋葬記録などが積極的に利用される。ここでイギリスにおける主要な史料類型を整理すると次のようになろう⁽²⁾。教会側が作成した記録として、英國国教徒教区簿冊、結婚許可証・申立書・保証書、非国教徒登録簿、英國國教忌避者記録、宗旨調査、埋葬・出生・結婚税記録、がある。さらに世俗諸機関が作成した記録として、家系図、住民調査、死亡表、徴兵名簿、炉税報告書⁽³⁾、窓税報告書⁽⁴⁾、地租査定記録⁽⁵⁾、人頭税報告書⁽⁶⁾、教区委員会会計記録、教区救貧委員会会計記録、フリーメン登録簿⁽⁷⁾などがある。さらに都市財政関連記録としては、ギルド会計簿、区財政会計簿、市長・州長官の職能会計簿、都市財政会計簿、閑税台帳、地代帳がある⁽⁸⁾。

フランスの場合は、革命および火災による伝来史料の焼失の被害が大きく、イギリスほど多様な史料類型が活用されているわけではない。実際、教区簿冊、財政・租税史料、施療院の記録が主なものといえる。

1. 近世ロンドンとパリにおける史料の伝来状況

ハーディングの最初の単著『1500年から1670年までのパリとロンドンにおける死者と生者』(2002年)⁽⁹⁾は、近世における2大都市を舞台に死と埋葬方法の分析を通じて都市文化と経験を論じた画期的な著作であり、両都市に伝来する比較的均質性を持った史料群を比較検討しながら死者への対応、埋葬地の選択と利用、カトリック流埋葬とプロテスタント流埋葬とのせめぎあいなどの問題に取り組み、ロン

ドンでは埋葬に関して新しい合意が市当局と住民との間で形成されるが、パリでは死者の埋葬が深刻な衝突を招く問題と化していたことを明らかにした。また葬儀の変遷にも着目し、総じて近世都市環境の社会的文化的変化を論じている。

彼女の研究は、両都市に伝来する同時代史料を慎重に選択して利用し、扱うテーマがテーマだけに史料論に対する見識が高い。彼女の単著には補論として史料に関する覚書が載せられているので、まずはその内容を見てみよう⁽¹⁰⁾。

ロンドンとパリを比較する上でまず押さえておくべき点は、それぞれの都市に伝来する史料の比較である⁽¹¹⁾。両都市は多くの制度的類似性を持つ。教区、都市ギルド、在地諸制度、都市・国家の行政機関などがそうである。また教養があり、資産を持ち、精神的にも意識の高い中間層を多く持ち（ロンドンの市民とジェントリー、パリの市民と法服貴族、下級貴族）、彼らは自らの死と魂の救済のために遺言書を作成する。

しかし両都市の決定的な相違は、アーカイブズのその後の歴史である。ロンドンの場合、史料群の破壊は小規模であったが、パリの場合は革命と災害により大部分が破壊された。近世ロンドンの史料は良好な伝来状況であるが、検認状目録と会計簿を明らかに欠いている。他方パリの場合、16世紀初頭についてはかなり限定的で不均質であり、16世紀中葉から伝来状況は回復する。特に深刻なのは、教区簿冊、パリ市および施療院の記録、パリ施療院の記録であり、それらは完全にあるいは一部が1871年に破壊された。それでも幸運だったのは一部の調査報告書やデータの抜粋が編集され刊行されていることである。

16世紀前半にイギリスとフランスでは、教区民の出生・結婚・死亡を記録するようになり、いわゆる教区簿冊が作成される⁽¹²⁾。この記録は、100以上の教区を持つロンドンの伝来状況は良好で、最も早い1538年のものもあるが、多くは1558年以降である。一部の教区は1666年のロンドン大火で当時の記録を失った。しかし研究可能な数がすでに刊行されている。

フランスでは、1539年に洗礼の記録が始まり（ヴィレル＝コトレ王令）、1579年に結婚と死亡の記録が開始される（プロワ王令）。この2つの王令の不徹底の後ルイ14世は、1667年にサン・ジェルマン・アン・レー王令（ルイ法典 *Code Louis* あるいは民事王令 *Ordonnance civile* とも呼ばれる）で記録作成方法を規定し、記録の二部作成（原本と謄本）を原則化した。さらに1736年の国王宣言はこの王令の規定を補強するもので、教区簿冊の原本二部作成を規定している⁽¹³⁾。パリでは少なくとも一部の記録は1527年、または1540年代、1550年代から伝来し⁽¹⁴⁾、ロンドンと同じ形式で記録されているようである。しかしこれらは全て1871年の市庁舎火災で焼失した。裁判所に保管されていたコピーも同じく焼失した。幸いなことに消失した記録の一部は、好古家や系譜学者の膨大な抜粋が作成され伝来しているが、もちろんこれらはデータの取捨選択が恣意的であり網羅的ではない。

ロンドン市当局では記録の伝来状況は良好であるが、会計簿は1786年の火災で焼失した。また市当局は埋葬の管理を教区に委ねたので、それに関する記録は殆どない。パリ市当局の場合も諸記録は前述のように火災で焼失したが、焼失前にパリ市評議会議事録のうち17世紀前半までは、1499年から1632年の記録は転写され刊行されている。施療院の記録も同様に焼かれたものの多くは残存し、刊行などによって情報は守られた。特に19世紀フランスでは国家主導で史料刊行が熱狂的に行われたことも手伝い、データの補足がある程度までは可能である。

近世においてロンドンとパリの教区諸制度は類似した発展をし、行政機構のみならず行政文書も類似していた。両都市の教区では、教区委員の会計簿、審議委員会の議事録、カルチュレールや記録簿の形で不動産権利証書が作成されていた。しかしパリの教区記録は革命時に著しく被害を受けて分散している。ロンドンと比べ、会計簿や議事録の伝来状況は部分的で不完全である。

最後に遺言書⁽¹⁵⁾について、ロンドン市民の遺言書はいくつかの裁判所のひとつで検認され（ロンドン司教管区裁判所、ロンドン副司教管区裁判所、ロンドン大助祭（大執事）管区裁判所、カンタベリ大司

教管区裁判所、ロンドン市裁判所)のひとつで検認され、これらの裁判所の記録または巻物は大部分が残存し、膨大な量であり、アクセス可能である。

パリでは、遺言書作成はより広く普及していたようであり、多くの結婚した女性は遺言書を作成していた(他方イングランドでは稀であった)。遺言書作成という精神的な義務が、実務的な価値を超えて個人にとって大切なことだと思われていたようである。しかし検認記録は存在せず、遺言書は公証人により作成され、そのコピーは多くの公証人実務記録の文書庫あるいは公証人事務所に保管された。膨大な公証人文書の中で、遺言書は全体のごく一部に過ぎず、ショニユによれば16世紀では全体の1%以下に過ぎない⁽⁴⁶⁾。

これらのはかにもさまざまな史料があるが、一部はどちらかの都市にしか伝来しないものである。それは例えば、英國図書館やボドレー図書館にある英國紋章官覚書、フランス国立図書館蔵のパリ市民による18世紀の埋葬のやり方に関する叙述、死と埋葬に関する同時代の著作物、都市年代記作者の記録、さらに説教文学や個人の日記なども利用できる。

2. ヴァネッサ・ハーディング報告「名前と数：近世ロンドンにおける情報の収集と共有」について

ここではハーディングの報告内容を、その要旨に従って簡潔にみてゆきたい。報告は1500年ごろから1700年にかけてのロンドンとロンドン市民に関する統計データの収集と管理に関するものとなる予定であり、統計データを必要とし、それを収集・管理する主体として、次の3つがある。すなわち、第1に王権と枢密院である中央権力であり、文書群は国立文書館に保管される。中央権力の主要な関心は税制的なもので、代理人(請負人)を通じて課税対象(炉と窓)の調査を実施した。17世紀に国家財政支出が増加するにつれて正確な情報ますます必要になり、1690年代の人頭税徴収作業は事実上的人口センサスとなった。また1538年からは教区簿冊の作成を命令し、1631年にはロンドンへの食糧供給の必要を査定すべく都市人口の推計を命じた。

第2にロンドン市当局(市長と市参事会)であり、その文書群はロンドン市文書に保管される。ロンドン市は、中央政府の代わりにデータ収集を行い、都市独自の課税のための調査は稀であった。なぜならば都市は通常、査定と徴収を区、あるいはギルドとリヴァリ・カンパニー(ロンドンの同職組合。富裕商人・間屋制資本家が支配する寡頭的組合)に委任し、彼らは非常に詳細な担税者リストではなく、決定された総額を申告した。

最後にイングランド教会(ロンドン司教とカンタベリ大司教)作成の文書は、ランベス宮殿図書館に保管される。統計データに関する史料としては以下のものがある。教会財産査定録 *Valor Ecclesiasticus*(1535年)[修道院を含めた教会財産の詳細な査定で、クロムウェルとヘンリ8世の修道院解散による財産没収の布石とされる]、ミサ用寄付証明書 *Chantry Certificate* (1548年) [教会の聖体拝領者と教会財産の調査]、十分の一税徴収用住民台帳 *Settlement of Tithes* (1638年) [財産価値に対する教会税]、教区簿冊の作成、地方税リストなどである。

統計データの収集を目的として、各機関のもとで作成された史料には、地理的単位・収集データの基準・収集方法・記録方法など統一性はない。したがって統計データの分析にはかなりの注意が必要であるとされる。

おわりに

本稿では、ハーディング氏の研究を基に近世ロンドンとパリにおける人口、とりわけ埋葬に関する記録の伝来状況を簡単に素描し、続いてハーディング報告の要旨から史料にかかる部分を整理した。ハーディング氏の狙いは、近世ロンドンにおいて、統計的情報を、誰がなぜ必要とし、どのように収集・報告・利用・保管されたのか、を検討することであり、こうした問題系に接近することでロンドンに伝

来る史料類型の内容と性格を明らかにするというものである。実際近世ロンドン市研究の場合は、とりわけ人口を論じる際、データが全体的に不足しているのではなく、むしろ潜在的な情報源がたくさんあり、断片的で、データの未加工の度合いと信頼性の度合いも様々で、地理的範囲もばらばらなのである。したがって人口をめぐっては今なお議論が続けられ、史料に対するアプローチもいろいろと試みられてきたのである⁽¹⁷⁾。史料論の観点から、近世ロンドン人口史は格好の素材を提供してくれるのも素直にうなずけよう。

近世都市の研究は、その前後に位置する中世都市、近代産業都市の間に挟まれてこれまでの研究史はそれほど厚くはないとされ、とりわけロンドンはそうであったようである。しかし現在はロンドンに対する関心が非常に高まり、ブームといつてもいいだろう⁽¹⁸⁾。ハーディング氏の研究は、近年のロンドン史研究ブームを支え、私のようにフランスとしを研究している者にとってもきわめて示唆的な叙述に満ちており、中世都市と近世都市をつなげて考える視点を持つ必要性を強く感じた。

【注】

- (1) 中世フランスにおける人口研究として、J.-N.Biraben,*Les homes et la peste en France et dans les pays européens et méditerranéens*,2vol,Paris,1975-6 ; Jacques Dupâquier,dir.,*Histoire de la population française,t.1:Des origins à la renaissance*,Paris,1988. さらに中世都市に関する仕事として特に A.Higoumet-Nadal,*Les comptes de la taille et les sources de l'histoire démographique de Périgueux au XIV^e siècle*,Paris,1965 ; Ead.,*Périgueux aux XIV^e et XV^e siècles.Étude de démographie historique*,Bordeaux, 1978 をあげておく。
- (2) 安元『イギリスの人口と経済発展』30—31 頁。
- (3) これは、1662 年～1688 年に実施された Hearth Tax Returns である。各通りおよび教区ごとに整理された戸主名簿であり、戸主のほかにそれぞれの炉保有数が記されている。
- 炉税は文字通り炉に対する税というよりも、炉数で表される各家庭の消費水準に対応した税であった。復古王制の崩壊と共に炉税は 1689 年に廃止され、その後窓税が家屋税として登場した。この税の詳細については、酒井重喜『近代イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1989 年、358—442 頁。
- (4) 1695 年～1815 年に実施された Window Tax Returns。アダム・スマス（大河内一男監訳）『国富論』（中公文庫）、第 3 卷、1978 年、255—256 頁。
- (5) 1780 年以降実施された Land Tax Assessments。
- (6) 1680 年～1700 年に実施された 16 歳以上の男女を対象とした税。
- (7) フリーメン登録簿 The Register of the Freemen については、唐澤『イギリス近世都市の研究』24—26 頁を参照。これはチューダー・スチュアート朝期の都市経済に関する基礎史料である。都市で商工業を営む成年男子は全て、その仕事を始めて半年以内に市民権 freedom を取得しなければならず、その認可は市会が行った。記録には、新しく登録された市民の職業、その親方あるいは父親の氏名、登録年月日が記載され、都市の人口・社会職能構成が部分的にはあるが判明する。
- (8) 都市財政史に関する史料類型は、中野『王政復古期ロンドンの都市財政に関する研究』20—47 頁、に非常に詳しい説明がある。
- (9) Vanessa Harding,*The dead and the living in London and Paris,1500-1670*, Cambridge,2002.
- (10) *Ibid.*,pp.297-301.
- (11) 近世ロンドンとパリにおける史料の伝来状況の違いとその背景については、V.Harding,Medieval Documentary Sources for London and Paris:a comparison,in J.Boffey and P.King.(eds.),*London and Europe in the later Middle Ages*,London, Centre for Medieval and Renaissance Studies,Queen Mary and Westfield College,1995,pp. 35-54 に詳しい。
- (12) イギリスにおける教区簿冊に関しては多くの参考書があり、本稿末尾に掲げたイギリス近世史関係の書籍にも多く言及されている。まずは、安元、前掲書、8—23 頁、今井宏編『世界歴史体系 イギリス史 2 近世』山川出版社、1990 年、53—54 頁をみよ。

- (13) フランスにおける教区簿冊に関しては、藤田苑子「解説」ピエール・グベール(選塚・藤田訳)『歴史人口学序説—17・18世紀ボーヴェ地方の人口動態構造—』岩波書店、1992年、155—175頁、さらに本文の1—9頁を参照。
- (14) フランスに現存する最古の教区簿冊は、シャロン=シュル=ソーヌ近隣のジヴリイ教区の、1334年～1357年のものである(前掲論文、156頁)。
- (15) 遺言書の史料論としては、高橋基泰『村の相伝[近代英國編]—親族構造・相続慣行・世代継承—』刀水書房、1999年、23—26、45—136頁を参照。
- (16) P.Chaunu,*La mort à Paris:XVI^e,XVII^e,XVIII^e siècles*,Paris,1978,p.225.
- (17) V.Harding,The Population of London,1550-1700:A Review of the Published Evidence,in *The London Journal*,15,1990,p.111.この論文には、1547—48年の聖体拝領者数調査、1631年ロンドン市人口推計報告書、1695年の結婚税法のための調査報告書、1695年グレゴリ・キング Gregory King によるロンドン人口推計、死亡表、教区簿冊に関する史料の性格とその限界について簡単な説明がある。
- (18) 例え、イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房、1999年をみよ。また近世イギリス都市史の研究動向については、唐澤達之「都市」岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流 修正主義の近世史』彩流社、2000年、141—160頁を参照。

【参考文献】

- <ヴァネッサ・ハーディング博士主要業績リスト>
- Ead.,with Laura Wright,*London Bridge:Selected Accounts and Rentals,1381-1538*,London Record Society,1995.
- Ead.,with I.Archer,C.Barron,eds.,*Hugh Alley's caveat:The Markets of London in 1598*,London Topographical Society,London,1988.
- Ead.,with D.Keene,*A Survey of documentary Sources for the history of London before the Great Fire*,London Record Society,22,1985.
- Ead.,Recent Perspectives on Early Modern London,in *The Historical Journal*,47-2,2004,pp.435-450.
- Ead.,Real Estate:Space,Property and Propriety in Urban England,in *Journal of Interdisciplinary History*,32-4, Spring 2002.
- Ead.,City,Capital and Metropolis:the Changing Shape of Seventeenth Century London,in J.F.Merritt,(ed.),*Imagining Early Modern London:Perceptions and Portrayals of the City from Stow to Style,1598-1720*,Cambridge,2001,pp.117-143.
- Ead.,Controlling a Complex Metropolis,1650-1750:politics,parishes and powers,in *The London Journal*,26-1,2001,pp.29-37.
- Ead.,Memento Mori:la peur de l'agonie,de la mort et des morts à Londres au XVII^e siècle,dans *Histoire urbaine*,t.2,2000,pp.39-57.
- Ead.,Whose Body?A Study of Attitudes towards the Dead Body in Early Modern Paris,in B.Gordon and P.Marshall,eds.,*The Place of the Dead:Death and Remembrance in late medieval and early modern Europe*,Cambridge,2000,pp.170-187.
- Ead.,From Compact City to Complex Metropolis:Records for the history of London,1500-1720,in M.V.Roberts,(ed.),*Archives and the Metropolis,London*,Corporation of London,1998.
- Ead.,Burial on the margin:distance and discrimination in the early modern city,in M.Cox,ed.,*Grave concerns:death and burial in England,1700-1850*,York,Council for British Archaeology,Research Report 113,1998,pp.54-64.
- Ead.,Medieval Documentary Sources for London and Paris:a comparison,in J.Boffey and P.King,(eds.),*London and Europe in the later Middle Ages*,London,Centre for Medieval and Renaissance Studies,Queen Mary and Westfield College,1995,pp.35-54.
- Ead.,Early Modern London,1550-1700,in *The London Journal*,20-2,1995,pp.34-45.
- Ead.,Burial of the Plague Dead in Early Modern London,in J.A.I. Champion, (ed.),*Epidemic Disease in London*,Centre for Metropolitan History Working Papers Series,no.1,1993,pp.53-64.
- Ead.,*Burial choice and burial location in later medieval London*,in S.R.Bassett,ed.,*Death in towns.Urban responses to the dying and the*

- dead,100-1600,Leicester,1992,pp.119-135.
- Ead.,*The Population of London,1550-1700:A Review of the Published Evidence*,in *The London Journal*,15,1990,pp.111-128.
- Ead.,*And one more may be laid there.The Location of burials in Early Modern London*,in *The London Journal*,14,1989,pp.112-129.
- Ead.,with D.Keene,*A Survey of documentary Sources for the history of London before the Great Fire*,London Record Society,22,1985.
- ＜イギリス近世都市史関係＞
- イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房、1999年
- イギリス都市・農村共同体研究会・東北大学経済史・経営史研究会共編『イギリス都市史研究—都市と地域—』日本経済評論社、2004年
- 上田惟一『ピューリタン革命史研究』関西大学出版部、1998年
- 唐澤達之『イギリス近世都市の研究』三嶺書房、1998年
- 唐澤達之「都市」岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流。修正主義の近世史』彩流社、2000年、141-160頁。
- 川北稔「ロンドン史研究案内—近世を中心に—」『リベルス』7巻、1992年、28-33頁
- 川北稔「近世ロンドン史の2つの顔：首都から帝都へ」『日本史研究』404、1996年、32-49頁
- P. クラーク、P. スラック（酒田利夫訳）『変貌するイングランド都市 1500年—1700年。都市のタイプとダイナミックス』三嶺書房、1989年
- P. コーフィールド（坂巻清・松塚俊三訳）『イギリス都市の衝撃—1700～1800年—』三嶺書房、1989年
- 酒田利夫『イギリス中世都市の研究』有斐閣、1991年
- 酒田利夫「イギリス中世・近世都市史の諸問題」社会経済史学会編『社会経済史学会創立60周年記念 社会経済史学の課題と展望』有斐閣、1992年、203-213頁
- 酒田利夫『イギリス都市史』三嶺書房、1994年
- 酒田利夫『イギリス社会経済史論集』三嶺書房、2000年
- 坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究』有斐閣、1987年
- 坂巻清「近世ロンドン史研究の動向と課題—「危機」と「安定」を中心に—」イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房、1999年、4-35頁
- 坂巻清「ロンドン史」社会経済史学会編『社会経済史学会創立70周年記念 社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2002年、469-479頁
- A. ダイヤー（酒田利夫訳）『イギリス都市の盛衰—1400～1640年—』早稲田大学出版部、1998年
- 中野忠『イギリス近世都市の展開—社会経済史的研究—』創文社、1995年
- 中野忠『王政復古期ロンドンの都市財政に関する研究』文部科学省科学研究費報告書基盤研究C-2、平成11年度～平成13年度、2002年
- A. L. ベーア、R. フィンレイ（川北稔訳）『メトロポリス・ロンドンの成立—1500年から1700年まで—』三嶺書房、1992年
- 安元稔『イギリスの人口と経済発展—歴史人口学的接近—』ミネルヴア書房、1982年

イタリアの中世商業文書の在り方 —フィレンツェを中心に—

徳橋 曜

はじめに

中世後期（12～15世紀）のイタリア史に関わる史料を公文書と私文書とに大別するならば、前者の中心は都市の行政・司法文書であり、後者の主体は商業文書であろう。当時のイタリアなかんずく北・中部の都市社会において、商人は経済的にも政治的にも重要な位置にあった。この小論では、こうした商人の活動に関わる文書を商業文書と位置づけ、その在り方と現在のイタリアにおける保管状況を概観してみようと思う。

1 商業文書の形成

12～13世紀の商取引は概して公証人を通し、契約はラテン語で公正証書や公証人の登記簿に残された。だが13世紀後半になると、商人が都市に定住して短期・長期の会社を結成し、代理人や書簡を通して取引する形態が広まる。商人自身が俗語で帳簿（用途別に取引日誌 *memoriale*、決済帳簿 *libro della ragione*、出納帳簿 *libro dell'entrata e dell'uscita* 等）をつけ、書簡をやり取りする機会も増えた。16世紀までには、複式簿記の技術も確立している。また、遠隔地間の連絡には書簡が用いられ、私営郵便業者も14世紀から現れた。書簡は商品価格や注文方法を教えてくれるが、必ずしも経時に残らない。その点では、発送した書簡の控えが順次転写される書簡転写帳 *copialettere* が、より有益である。書簡と共に、約束手形や為替手形も送られた。一方、会社設立や短期出資の契約書は、公証人の手で作成されている。公証人や船の書記が作成した海上保険（14世紀から普及）の契約書や用船契約書も、広義の商業文書に含まれよう。見習い教育用に作成されたと考えられる商業実務手引や、商取引をめぐる係争を扱う商業裁判所 *Mercanzia* の記録も、商業活動の様々な側面を窺わせる。また、兄弟で会社を結成している場合などは、商人の手元の覚書 *libro di ricordanze* に会社の結成や出資金、利益の分配率等が記されることもある。但し、覚書は一般に、家長が家産動向を把握するための記録であり、商業活動を記すものではない。

さて、取引の決済が終われば、関係する帳簿や書簡の保管は不要になる。では、いかにして商業文書は現代まで残ったのか。一つは家業の記録として残される場合で、フィレンツェのストロッティ家やフレスコバルディ家などに、こうした例が見られる。あるいは、教会や修道院に財産が遺贈される時、一緒に帳簿類が託される事例も多い。古文書館にはしばしば *conventi soppressi*（廃止された修道院）と称される史料群があるが、修道院に保管されていた文書の中には少なからぬ商業文書が含まれている。しかし結局、商業文書が保管される必然性はなく、後世に残るか否かも偶然に左右された。この点で、都市政府の当該部署が意識的に管理した公文書や、各公証人に管理義務のあった登記簿とは異なる。

2 フィレンツェにおける古文書館の沿革

イタリアの主要都市には国立古文書館 *Archivio di Stato* が設けられ、中世の商業文書の多くもそこに収められている。こうした古文書館の歴史は様々である。フィレンツェでは16世紀に、最初の文書館が生まれた。フィレンツェは1530年に共和国からフィレンツェ公国（後にトスカーナ大公国）へ移行したが、大公コジモ1世の命により、1569年に共和国時代の公証人文書の保管所が設立されたのである。200年後の1778年、大公ピエトロ・レオポルドは公文書保管所 *l'archivio diplomatico* を設立し、都市と領域の行政文書、廃止された修道院や慈善団体に関わる文書などを保管させた。更に、ナポレオンの侵攻とイタリア支配を経て大公国に戻った後、フランス支配下で廃止された宗教団体や修道院の文書の保管所が、

1817年に設けられた。こうして19世紀には各種文書保管所が併存していたが、1852年、大公レオポルド2世が国家中央文書館 *Archivio centrale di Stato* を設立し、これらを統合した。ここは文書を保存するのみならず、「歴史研究の促進により良く貢献する」(meglio contribuire all'incremento degli studi storici)目的で、所蔵史料を分類し、公開した。史料研究を明確に意識した古文書館の誕生である。それから10年を経ずしてイタリア統一戦争が起り、1861年に統一イタリア王国が成立した後、全国に国立古文書館が置かれていった。国家中央文書館もフィレンツェ国立古文書館 *Archivio di Stato di Firenze* となり、現在に至る。大公国時代に集積された商業文書以外に、ストロッティ家文書などの寄贈も受け、商業史研究の中核となる史料を擁する文書館である。

フィレンツェ国立中央図書館 *Biblioteca Nazionale Centrale di Firenze* も、多数の古文書や写本を所蔵する。ここは、1714年にトスカーナ大公国図書管理長マリアベキ Antonio Magliabechi の約3万冊の個人蔵書が、「フィレンツェの都市の公益のために」(a beneficio universale della città di Firenze) 遺贈されたところから整備が始まり、1747年にマリアベキ図書館 *Biblioteca Magliabechiana* として公開された。約1世紀後、統一イタリア王国の下で同図書館は宮中図書館 *Biblioteca Palatina* (大公フェルディナンド3世とレオポルド2世により創設・整備) と合併され、国立図書館 *Biblioteca Nazionale* となる。1870年から、イタリアの全出版物をここに一部寄贈することが義務化され、1885年に国立中央図書館となった。また、サン・ロレンツォ修道院内のメディチア・ラウレンツィアナ図書館 *Biblioteca Medicea Laurenziana* (閲覧室はミケランジェロの設計で有名な図書室ではなく、修道院中庭に面した一角にある) にも、帳簿や商人の覚書が所蔵されており、やはり国の管轄下にある。

フィレンツェ以外でも、長い前史を持つ国立古文書館はある。ミラノ国立古文書館は、ミラノ公国及びロンバルド・ヴェネト王国時代の文書館が起源であり、ヴェネツィア国立古文書館もロンバルド・ヴェネト王国時代の文書館を基礎とする。イタリアの文化的蓄積に感じ入るが、他方、地域ごとに主要な古文書が国立古文書館に集積されたため、それに基づく研究も地域化せざるを得ない点も否めない。一方、各地に国立古文書館があるため、市立文書館の存在は限られる。1976年に設立されたフィレンツェ市立文書館 *Archivio Storico del Comune di Firenze* の場合、主に1781年から1960年までの市の行政文書を収蔵しており、国立古文書館とは収蔵史料のカテゴリーが異なる。また、フィレンツェのような都市では、かつての有力家門の私有文書館(ニッコリーニ家、カッポーニ家、フレスコバルディ家など)が存続しているが、一般に公開されていない。こうした点で例外的なのが、フィレンツェ近郊の都市プラートのダティーニ国際経済史研究所が運営する、ダティーニ文書館 *Archivio Datini* である。プラートの商人フランチェスコ・ディ・マルコ・ダティーニ(1335頃~1410)が遺産信託慈善団体を作った際に遺贈した、帳簿や書簡を所蔵・公開しており、帳簿600冊、商業書簡類10万通以上という分量と重要性を誇る。地中海世界を跨にかけた商人の活動を窺わせる文書類は、商業史研究に不可欠な史料である。

おわりに

イタリア国内の国立文書館は、内務省文化財局 *Ministero per i beni culturali e ambientali* によって統括されている。各地の文書館はそれぞれ異なる沿革を持ち、運営も各様であるが、いずれも基本的には一般公開されている。イタリアでは近年、中世経済史・商業史の研究者や学生が減っていると聞くが、未刊行の膨大な商業文書の蓄積を思えば、その活用次第で様々な研究が可能であろう。また古文書館では、文書のマイクロフィルム化やデジタル化も進められつつある。一つには文書の劣化や破損が懸念されるからである。需要の高い行政文書などは文書館がマイクロフィルムにし、これを現物の代わりに閲覧させる場合もある。また、デジタル化した文書をCDにしたり、オンライン閲覧に供したりする試みが始まっている。例えば、フィレンツェ国立古文書館では、*Mediceo Avanti Principato* と *Aquisti e Doni* という2つの書簡史料群のオンライン公開(要利用登録)が行われている。デジタル化された史料は、マイク

ロフィルムに比べて遙かに見やすく、文書の色や状態も判る。

おそらく今後は、さらにデジタル化が進められていくであろう。但し、筆者は利便性の向上を喜びつつ、懸念も感じる。マイクロフィルムや電子情報にされた文書は、もはや現物を見せてもらえない。画面の中に仮想化された史料だけで研究ができるのは、便利ではあるが、若い研究者が古文書の手触りや匂い、インクの微妙な色の違いなどを知らないままになるなら、哀しむべきことである。尤も、各地の古文書館に収蔵された膨大な文書をデジタル化するには、多くの時間と費用を要する。幸か不幸か、その限りでは、上の懸念も当分は杞憂に過ぎない。

参考文献

文献

- F. Klein, Il progetto 'Diplomatico' dell'Archivio di Stato di Firenze: un archivio digitale di dati e immagini in costruzione, *Reti Medievali I* (電子版), 2000.
[\(http://www.storia.unifi.it/_RM/rivista/mater/klein.htm\)](http://www.storia.unifi.it/_RM/rivista/mater/klein.htm)
- F. Melis, Aspetti della vita economica medievale I, Firenze, 1962.
- G. Prunai (a cura di), Firenze (secolo XII _ 1808), 1967
- A. Sapori, Studi di storia economica, 30 edizione, Firenze, 1967.
- Guida generale degli Archivi di Stato italiani, I-IV, Roma, 1981-1996
- 高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』、東京大学出版会、2005。
- カルロ・マリア・チポッラ (徳橋曜訳) 『経済史への招待』、国文社、2001。

オンライン情報

Archivio di Stato di Firenze: Storia

[\(http://www.archiviodistato.firenze.it/nuovosito/index.php?id=12\)](http://www.archiviodistato.firenze.it/nuovosito/index.php?id=12)

Biblioteca Centrale Nazionale di Firenze: Origini e funzioni della Biblioteca

[\(http://www.bnaf.firenze.sbn.it/informazioni/index.html\)](http://www.bnaf.firenze.sbn.it/informazioni/index.html)

Ministero per i beni e le attivit_culturali (<http://www.beniculturali.it>): Amministrazione Archivistica

(<http://www.archivi.beniculturali.it/>): ここからオンラインの文書館史料ガイド La Guida on line を検索できる
[\(http://www.maas.ccr.it/cgi-win/h3.exe/aguida/findex_guida\)](http://www.maas.ccr.it/cgi-win/h3.exe/aguida/findex_guida)

前近代西欧における文書管理 —国家、都市、商人—

岡崎 敦

「記憶の管理」という問題系において、アーカイブズ史料（＝文書史料）の持つ意味は、二重の意味で大きい。一つには、個々人の主觀というレヴェルで論じられがちな、歴史記述を初めとする記述史料とは異なり、アーカイブズ史料においては、組織、ひいては人間集団による「集合的」な過去情報の管理、利用という論点が浮かび上がる。第二には、これらの史料は、その実務的、さらに場合によっては法的な性格から、少なくとも同時代においては「客觀的な」情報を提示しているとみなされている点が重要である。ここでは、したがって、当該時代（史料生成、さらには受容したすべての時期）の法、規範意識の検討が可能となる可能性がある。

他方、この「過去情報のその後の時期を通じての管理」という問題系が、従来、必ずしも多くの研究対象となつてこなかつたことには、それなりに理由があるようだ。第一には、史料刊行が典型的であるように、歴史学はなにより、「そのとき、どうであったか」を追究する学問であり、「究極の起源」探しを長らくなりわいとしてきた。たとえば、後世のコピーは、オリジナル復元の材料に過ぎないというわけである。他方、歴史家は、通常、特定時期の専門家として養成されてきたという点も大きい。中世史の史料は、たとえそれが近世の写本を通じてのみ伝来していても、中世史家の研究対象でしかなかつたのである。

したがって、「アーカイブズ史料」の「後の時期における取り扱い」の歴史的研究は、それ自体として、現代歴史学の前衛に位置するとみなされ、とりわけ、諸学問、学界間の枠を取り払つた共同研究を、とりわけ要請しているようだ。今回の研究会は、もっぱら西欧前近代の状況の概観を提示するものであったが、日本史研究者との共同研究の一環として計画され、諸論点の共有も目指された。以下では、簡単に諸報告の内容をまとめながらコメントをふすこととした。

堀越報告においては、フランス王権による文書管理の歴史が概観された。報告では、会計院についての詳細な紹介も行われたが、この部分は、原稿では省略されている。

フランス王権による体系的な管理の態勢は13世紀以降に始まるが、「国王文書庫＝文書の宝物庫」の組織化は、独立した文書管理部署の生成として、とりわけ注目に値する。しかしながら、中世末から近世以降にむしろ進行したのは、高等法院や会計院をはじめとする最高諸法院や、パリにおける王権の象徴であるシャトレなどの諸機関における、分散した文書群の形成であろう。さらに、高級役人や政治家においては、関係文書の私物化が常態化し、近世を通じて、王権はこれと対抗せねばならなかつた。諸権力の末端で、実務本位で管理、あるいは忘却された文書の取り扱いも含め、前近代の文書管理は、アド・ホックな性格をぬぐえず、いわゆる絶対王政下で始まった文書の一元的管理の努力が完成するためには、逆説的に（王権を停止させた）革命を待たなければならなかつたのである。

日本ではもっぱら「イエ」問題として着目される「国家の文書行政」問題に関しては、西欧においては「組織」が前面に出ていると、一応はみなすことができる。売官制が可能とする高級役人一族の文書の世襲にせよ、これが、日本ほど強固にシステム化されていたとはとうてい思えない。他方、西欧、とりわけフランスにおいて、19世紀以降に漸次的に確立していった近代的文書館制度が、少なくとも理念的には、18世紀以前にすでにかゝり見られる点も重要である。

花田報告は、パリ研究会でのハーディング報告の要旨を念頭に置いた上で、近世ロンドンにおける統計データの収集と管理に関する史料情報の取り扱いが焦点とされている。報告では、大陸の中世都市が

生成、伝来させている史料類型の概観も提示されたが、この部分は原稿には盛り込まれていない。

中世に関して人口問題を研究する際には、とりわけ語税諸記録が有益なデータを提供するが、近世においては、さらに、国家の諸機関、都市当局、教会、さらには個人が作製したさまざまな史料が活用可能であり、これらの史料類型の存在自体が、当該時期の社会の統計データとの関わりを示しているとも言える。この際、たとえ社会構成や組織が似通っていても、各都市は、それぞれ固有の史料伝来状況を示しており、いわば、文書管理における一般と個別の性格を吟味することも可能とも思える。

国家の諸機関、諸審級をはじめ、都市当局や教会、さらには信心会をはじめとするさまざまな組織が、いずれも一定の自律性をもって運営され得た西欧においては、それぞれが生産し管理する史料のありようもきわめて多様であり、また時間的にも変化をとげうる。これに対して、日本や中国においては、国家機関の役割が優越し、それ以外には、私人の行為という漠然として世界があるだけのような叙述が行われているように見える。通常、この違いは、西欧にのみ「中間団体」が存在したとの理由で語られるが、これはやや硬直した理解であろう。たとえば、西欧前近代都市史においては、諸力のはざまで働く関係性と、そのなかでの自律性の強度、さらには、それを可能とした状況論に関心が移って久しいからである。そこでは、都市が「中間権力」であるかどうかの判定よりも、特定都市において、どのような人間集団が構成され、内外のさまざまな諸力との関係で、どのような機能を果たしているのかという具体相が問われている。具体的な史料生成、伝来の現場（=仕事の現場）から論じ直すとき、単なるレッテル貼りではない、有効な比較の諸論点が現われるであろう。

イタリア商人の文書を取り扱う徳橋報告は、この点、とりわけ重要な諸論点を提供するものである。第一に確認せねばならないのは、商業文書は、それ自体として自明なものとして実在するようなものではないことである。商人に関する史料類型には、商人自身がその活動の過程で生み出し、保存するものもあるが、他方、公証人や商業裁判所、都市当局など、さまざまな諸機関が管理しているものも多い。商人の活動は、これら総体との関係で営まれるという構造を、いわば本来的に有しているのである。他方、かりにある商人が膨大な文書類を管理していたとしても、それが、特定家系に先祖代々伝来することなどほとんど考えられない。よく知られている大きな史料群のほとんどは、特定教会・修道院に財産が遺贈された際に、同時に文書類も託された場合である。最後に、現在、商業文書が伝来している場所としては、結局のところ、公的な文書館を挙げざるをえない。イタリアの公的文書館のほとんどはいずれも、統一以前の中小国家の文書管理部署の系譜をひき、そこには、都市共和国時代の都市当局文書や公証人文書が収められている。廃絶した教会文書や商家の遺贈文書も含めて、前近代部門の文書は、いずれも歴史的には不可避的に雑多な性格を持たざるをえないが、商業文書もその一部分を占めているというわけである。

日本近世においては、商人文書が、多かれ少なかれ相当規模で伝来するという。西欧との比較でみると、ここには、二つの問題が存在する。一つは、文書を伝来させる「組織」の問題である。少なくとも百年を越えるスケールでの「イエ」の健全な持続は、純粹に生物学的には想定不可能であり、日本の商家がある種の「経営組織」であったことは間違いないであろう。他方、西欧では、俗人領主ですら多くの文書を伝来させていないが、これは、これは直系がしばしば途絶え、そのため資産が分割されて、文書もそれに応じて分散するためである。「存在するのは特定領主の文書群ではなく、特定所領の文書群である」と称されるのはそのためである。日本における单一の「イエ」への執着の強度が、あらためて考察の対象となろう。第二には、商業に対する価値観の問題である。朝鮮半島や西欧においては、商業は一般に蔑視されており、商家家系の貴族への上昇現象がよく話題になるという。この際、貴族化した一族は、しばしば過去の記憶を消却することに努めるため、商業の記憶は負の記憶として伝来しにくうことになる。この点は、実務的な記憶であっても、社会的にはなんらかの価値を帯びることがあり、その結果として、伝来状況に影響を与える典型的な例として見なされるであろう。

前近代の文書管理の歴史は、従来、文書館における史料整理という地味な仕事とみられがちで、場合によっては、ときに「歴史学的な」展望を適切に示すものではないことがあったかのようにも思える。結果として、必ずしも充分な研究に恵まれているとはいえないが、きわめて興味深い検討対象であり、大きな展望を有していると考えられる。歴史情報の吟味というレヴェルから、それらの存在論をへて、過去についての現在の表象にいたるまで、射程は広い。ますます多くの研究者の参入が期待される。